

苫小牧市発注工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、苫小牧市（以下「発注者」という。）が施行する工事又は設計（監理を含む。）、測量若しくは地質調査（この要領において「工事等」という。）において、資金調達の円滑化を図ることを目的に、工事等の請負人（以下「受注者」という。）が発注者に対して有する完成工事等未収入金債権を譲渡するにあたり、発注者が苫小牧市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書又は苫小牧市工事に係る業務委託契約約款（以下「業務委託契約約款」という。）第3条ただし書の規定に基づき行う承諾に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(承諾要件)

第2条 市は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、債権譲渡の承諾を行うことができる。なお、対象債権に係る工事等については、工事請負契約約款第26条又は業務委託契約約款第10条に規定する工事等完成又は完了に伴う検査の結果を入念に調査・確認するものとする。

- (1) 債権譲渡の目的が受注者の資金調達の円滑化であること。
- (2) 債権の譲渡先が次条に定める金融機関等であること。
- (3) 譲渡に係る債権が、発注者が施行する工事等に係る債権であること。
- (4) 譲渡に係る債権が、工事請負契約約款第27条第1項又は業務委託契約約款第11条に基づく受注者の完成払代金等の支払請求権であること。
- (5) 譲渡に係る債権が、工事請負契約約款第26条第3項又は業務委託契約約款第10条第4項の規定により、発注者が受注者から工事目的物等の引渡しを受けた工事等に係る債権であること。
- (6) 譲渡に係る債権が第三者による差押等を受けていないこと。
- (7) 譲渡に係る債権に質権等の権利が設定されていないこと。
- (8) 譲渡に係る債権が既に他に譲渡されていないこと。
- (9) その他債権譲渡の承諾に不適当な事由がないこと。

(債権の譲渡先)

第3条 債権譲渡に係る債権の譲渡先は、預金保険法（昭和46年4月1日法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関（以下「譲受人」という。）でなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、他の金融機関等を譲渡先とすることができる。

(譲渡債権の金額)

第4条 譲渡債権の金額は、請負代金額又は委託料から前払金（中間前払金を含む。）及び部分払金の支払額を控除した金額（受注者の履行遅滞の場合における違約金その他相殺すべき債務がある場合は、これを相殺した後の金額）の範囲内の額とする。

(債権譲渡の手続)

- 第5条 受注者は、債権譲渡の承諾の申請をする場合には、債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)(以下「承諾依頼書」という。)1通を発注者に提出するものとする。この場合において、受注者が共同企業体である場合は、代表者及び他の構成員連名の申請とする。
- 2 発注者は、承諾依頼書を受理したときは、第2条及び第3条に定める要件を確認の上、受理した日から7日以内(期間の末日が苫小牧市の休日に関する条例(平成3年12月19日苫小牧市条例第17号)第1条第1項に規定する休日の場合は、その翌日まで)に承諾し、債権譲渡承諾書(様式第2号)2通を受注者に交付するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

- 第6条 発注者は、第2条の要件が満たされていない又は満たされていることの確認ができない場合は、債権譲渡の承諾を行わないものとする。
- 2 前項の場合、発注者は、速やかに承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書(様式第3号)2通を受注者に交付するものとする。

(債権金額の請求及び支払い)

- 第7条 債権譲渡を受けた譲受人は、確定した債権金額の請求に当たっては、発注者に対し次に掲げる書類を提出するものとする。
- (1) 請求書(様式第4号)1通
 - (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書(ただし、譲受人の原本証明のある写しでも差し支えない。)1通
 - (3) 債権譲渡契約書の写し1通
- 2 発注者は、譲受人から適法な請求書を受理したときは、当該受理した日から40日以内(委託料については30日以内)に支払うものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月4日から適用する。